

大阪市立市岡商業高等学校同窓会 会則

平成27年6月7日 改訂

- 第1条 本会は 大阪市立市岡商業高等学校同窓会 という。
- 第2条 本会は会員相互の交誼を目的とする。
- 第3条 本会は事務局を大阪市立大阪ビジネスフロンティア高等学校内に置く。
(〒543-0042 大阪市天王寺区烏ヶ辻2-9-37)
- 第4条 本会の会員を次のとおりとする。
1. 特別会員 母校旧教職員
 1. 正会員 母校卒業生(含む併中)
 1. 準会員 母校中退者で同期会の推薦により役員会で承認したもの
- 第5条 本会は運営諮問に関して次の役員を置く。
1. 顧問(前会長を推薦する)
 1. 相談役(前会長又は是に準じた役員経歴者を推挙し、理事会で承認する)
- 第6条 本会は運営執行に関して次の役員を置く。
1. 会長 1名(各期代表理事および副代表理事による互選または会員の被推薦者を代表理事会の承認を経て選出し、総会において決定する)
 1. 副会長 若干名(会長が指名する)
 1. 会計理事 若干名(会長が指名する)
 1. 代表理事 若干名(各期の代表者1名とし、各期の互選による)
 1. 副代表理事 若干名(各期の互選による)
 1. 理事 若干名(各期各クラスから選出)
 1. 監事 若干名(理事の互選による)
- 第7条 役員は次の職務を行う。
1. 会長は本会を代表し、会議の際、議長を務める。
 1. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
 1. 会長、副会長および代表理事は理事会の議決により会務を執行する。
 1. 会計理事は本会の会計を担当し、監事は本会の庶務経理を執行する。
 1. 代表理事、副代表理事および各期理事は同期の会務を執行する。
- 第8条 役員任期を2年とし、総会において選出する。ただし、再任を妨げない。
- 第9条 毎年1回、総会を開く。ただし、必要のある場合は臨時にこれを開くことがある。
- 第10条 会員は本会とは別に同期会を組織すること。
- 第11条 会員は住所または勤務先等を変更するごとに、本会または同期会に通知すること。
- 第12条 会員で本会の名誉を毀損するような行為があったときには、理事会の決議によって本会員を除名1することがある。
- 第13条 会員多数の地方では、本会の承認を経て支部を置くことができる。支部に関する規定は別にこれを定める。
- 第14条 会員有志の発起により本会の承認を経て、部会を設けることができる。部会に関する規定は別にこれを定める。

以上